

第3節 市 税

1 税率（令和6年度）（税務部 税務運営課、法人諸税課、市民税課）

税 目			税 率					
市 民 税	個人	均 等 割	年 額 3,000円					
		所 得 割	税 率 100分の8					
	法 人	均 等 割	「算額の額と資本準備金の額の合計」と「資本金等の額」	50億円超	従業者数の合計数	50人以下	年額	410,000円
				10億円超50億円以下		50人超	年額	3,000,000円
						1億円超10億円以下	50人以下	年額
				1,000万円超1億円以下			50人超	年額
						1,000万円以下	50人以下	年額
							50人超	年額
							50人以下	年額
							50人超	年額
			50人以下		年額		50,000円	
						50人超	年額	120,000円
				(注) 平成27年3月31日以前開始の事業年度又は連結事業年度については、資本金等の額				
公共法人で均等割が課税されるもの 公益法人等で均等割が課税されるもの 人格のない社団等で収益事業を行うもの 一般社団法人及び一般財団法人（非営利型を除く） 保険業法の相互会社以外の法人で資本金又は出資金の額を有しない法人								
法 人 税 割	法人税額×8.4/100	ただし、資本金等の額が1億円以下で、かつ分割前の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年800万円以下の法人は、8.4/100で計算した税額からその税額の2.4/8.4を控除した額					年額 50,000円	
		なお、平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度又は連結事業年度については8.4を12.1に読み替える						
固 定 資 産 税			100分の1.4					
軽自動車税（種別割）	原動機付自転車（総排気量0.125リットル以下のものまたは定格出力が1キロワット以下のもの）	①総排気量が0.05リットル以下のもの または定格出力が0.6キロワット以下のもの（特定小型原動機付自転車を含む。また、④を除く。）						年額2,000円
		②2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの または定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの						年額2,000円
		③2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの または定格出力が0.8キロワットを超えるもの						年額2,400円
		④3輪以上のもの（車室を有するもの、または輪距のうち最大のものが0.5メートルを超えるもの）で、総排気量が0.02リットルを超え、0.05リットル以下のもの または定格出力が0.25キロワットを超え、0.6キロワット以下のもの（特定小型原動機付自転車を除く。）						年額3,700円
	軽自動車	2輪（側車付を含む）のもので、総排気量が0.125リットルを超え、0.250リットル以下のもの						年額3,600円
	2輪の小型自動車	総排気量が0.250リットルを超えるもの						年額6,000円
	小型特殊自動車	農耕作業用のもの						年額2,400円
		その他のもの						年額5,900円

（次頁へ続く）

(前頁の続き)

税 目		税			率		
軽自動車税 （種別割）	軽自動車				平成27年3月31日までに新車新規登録済みの車	平成27年4月1日以後に新車新規登録した車	新車新規登録以後13年を超える車※1
					3輪のもので総排気量が0.660リットル以下のもの		
		4輪以上のもの （総排気量が0.660リットル以下のもの）	乗用	自家用	年額 7,200 円	年額 10,800 円	年額 12,900 円
				営業用※2	年額 5,500 円	年額 6,900 円	年額 8,200 円
			貨物用	自家用	年額 4,000 円	年額 5,000 円	年額 6,000 円
	営業用※2	年額 3,000 円		年額 3,800 円	年額 4,500 円		
	軽自動車グリーン化特例 （税率の軽減） 令和5年4月1日から右記期間までに新車新規登録した車（翌年度に限る）				電気自動車・天然ガス軽自動車（概ね75%軽減）※3 （令和8年3月31日まで）	ガソリン車・ハイブリッド車※4	
						概ね 50% 軽減※5 （令和8年3月31日まで）	概ね 25% 軽減※6 （令和7年3月31日まで）
		3輪のもので総排気量が0.660リットル以下のもの	乗用	営業用※2	年額 1,000 円	年額 2,000 円	年額 3,000 円
			上記以外		年額1,000円	特例対象外	
		4輪以上のもの （総排気量が0.660リットル以下のもの）	乗用	自家用	年額 2,700 円	特例対象外	
				営業用※2	年額 1,800 円	年額 3,500 円	年額 5,200 円
	貨物用	自家用	年額 1,300 円	特例対象外			
		営業用※2	年額 1,000 円	特例対象外			
市 た ば こ 税		1,000本につき 6,552円					
事 業 所 税		資 産 割		1平方メートルにつき600円			
		従 業 者 割		従業者給与総額の100分の0.25			
都 市 計 画 税		100分の0.3					
入 湯 税		1人、1日につき 75円					

※1 電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ハイブリットの軽自動車は、対象外

※2 営業用とは、自動車検査証に「事業用」と記載されている車両

※3 天然ガス軽自動車は、平成30年排出ガス規制に適合する車両、または平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物を低減する車両に限る。

※4 平成30年排出ガス基準50%低減達成車または平成17年排出ガス基準75%低減達成した車両に限る。

※5【乗用】令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準達成

※6【乗用】令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成

2 市税の内訳（税務部 税制課）

単位：千円

税 目				令和6年度 当初予算額
市 民 税	個 人	現 年 課 税 分	均 所 等 得 割 割	1,163,481 56,715,561
		滞 納 繰 越 分		460,596
		小 計		58,339,638
		法 人	現 年 課 税 分	均 法 人 等 税 割 割
	滞 納 繰 越 分		21,319	
	小 計		9,042,674	
	計			67,382,312
	固 定 資 産 税	純 資 産 定 税	現 年 課 税 分	土 地 家 屋 償 却 資 産
滞 納 繰 越 分			244,038	
小 計			60,228,547	
国 有 資 産 等 所 在 市 町 村 交 付 金			889,749	
計			61,118,296	
軽 車 自 動 税		環 境 性 能 割		
	種 別 割	現 年 課 税 分		1,384,767
		滞 納 繰 越 分		15,265
		小 計		1,400,032
	計			1,475,215
市 た ば こ 税				6,022,938
入 湯 税				358
特 別 土 地 保 有 税				-
事 業 所 税	現 滞	年 課 税 分		5,291,005
		納 繰 越 分		19,442
		計		5,310,447
都 計 画 市 税	現 滞	年 課 税 分		11,369,058
		納 繰 越 分		55,808
		計		11,424,866
合 計				152,734,432

3 納税義務者数、税額、徴収率（税務部 税制課）

（現年課税分）

単位：件、千円

区 分				令和5年度	区 分		令和5年度
市 民 税	個 人 市 民 税	普 通 徴 収	納税義務者数	107,234	市たばこ税	納税義務者数	12
			調 定 額	12,067,993		調 定 額	6,110,683
			収 入 済 額	11,522,610		収 入 済 額	6,110,683
		特 別 徴 収	納税義務者数	335,879	入 湯 税	納税義務者数	1
			特別徴収義務者数	61,284		調 定 額	347
			調 定 額	50,800,881		収 入 済 額	347
		計	収 入 済 額	50,770,978	特 別 土 地 保 有 税	納税義務者数	0
			納税義務者数	443,113		調 定 額	0
			調 定 額	62,868,874		収 入 済 額	0
	法 人 市民税	収 入 済 額	62,293,588	事 業 所 税	納税義務者数	1,267	
		納税義務者数	20,700		調 定 額	5,650,727	
		調 定 額	9,201,303		収 入 済 額	5,641,592	
固 定 資 産 税	純固定 資産税	収 入 済 額	9,180,935	都 市 計 画 税	納税義務者数	(255,414)	
		納税義務者数	284,906		調 定 額	11,232,316	
		調 定 額	59,690,684		収 入 済 額	11,179,116	
	交付金	収 入 済 額	59,459,621	合 計	納税義務者数	954,315	
		納税義務者数	9		調 定 額	157,097,072	
		調 定 額	884,904		収 入 済 額	156,186,469	
軽自動車税		収 入 済 額	884,904	徴収率（%）	市 税	98.8	
		納税義務者数	204,307		現 年 課 税 分	99.4	
		調 定 額	1,457,234		滞 納 繰 越 分	43.2	
			収 入 済 額	1,435,683			

（注）1 軽自動車税の調定額および収入済額には、環境性能割を含んでいる。

2 都市計画税の納税義務者数の（ ）書きは、固定資産税と同時徴収のため、合計欄の納税義務者数に含んでいない。

4 市税事務所（所在地 北区百舌鳥赤畑町1丁3番地1）

市税事務所（三国ヶ丘庁舎）では、主に賦課・徴収事務を担当している。

各区市税の窓口では、一般的な申告、届出、納付に関する窓口業務を担当している。

名称	係（担当）	電話番号
法人諸税課	総務諸税係（軽自動車税・市たばこ税・入湯税）	231-9741
	法人課税係（事業所税）	231-9742
	法人課税係（法人市民税）	231-9743
市民税課	管理係	231-9754
	市民税第一係（堺区・西区）	231-9751
	市民税第二係（中区・南区）	231-9752
	市民税第三係（東区・北区・美原区）	231-9753
	特別徴収係	231-9755
固定資産税課	管理係	231-9766
	土地第一係・家屋第一係（堺区）	231-9761
	土地第二係・家屋第二係（中区・東区）	231-9762
	土地第三係・家屋第三係（西区・南区）	231-9763
	土地第四係・家屋第四係（北区・美原区）	231-9764
	償却資産係	231-9765
納税課	管理係・納税支援係・徴収支援係	231-9775
	納税第一係（堺区・西区）	231-9771
	納税第二係（中区・南区）	231-9772
	納税第三係（東区・北区・美原区）	231-9773
	市外納税係	231-9774
	徴収第一係	231-9776
	徴収第二係	231-9777
税務サービス課	（堺区）市役所本館 8 階	228-7459
	（中区）中区役所 1 階	
	（東区）東区役所 1 階	
	（西区）西区役所 1 階	
	（南区）南区役所 2 階	
	（北区）北区役所 2 階	
	（美原区）美原区役所 1 階	

※各区市税の窓口は、外線の電話番号なし。